

いの町再生可能エネルギー促進区域の設定等に向けたゾーニング事業仕様書

【業務概要】

1 業務の名称

いの町再生可能エネルギー促進区域の設定等に向けたゾーニング事業

2 業務の目的

本町は、2050年のカーボンニュートラルを目指した取組を進めており、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入目標を策定した。

その目標の実現に向け、本町の自然的・社会的条件に適した再エネ施設の導入を促進するため、再エネポテンシャルや環境保全及び社会的配慮の観点から既存情報の収集・把握を行う。また、地域住民を含む関係者及び関係機関と合意形成を図り、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）の設定等に向けたゾーニングを行うことを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月17日

4 業務の内容

（1）計画準備

業務実施に際し、必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

（2）地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集

①保全すべき自然的条件

本町が有する自然、景観、史跡等について、環境保全の観点から配慮すべき事項を収集する。

②考慮すべき社会的条件

法令等の規定に基づき指定された地域や施設等、社会的配慮の観点から配慮すべき事項を収集する。

③考慮すべき経済的条件

再エネ促進区域の設定及び再エネ種別ごとに、再エネ導入による副次効果として裨益を受ける産業分野の推計等を行うのに必要な既存情報を収集すること。

(3) 追加的な調査等の実施

木質バイオマス発電設備の導入可能性及び製紙会社で発生する製紙スラッジと木質チップを燃料とする木質バイオマスボイラ導入可能性について、以下の追加調査を実施する。

①森林資源等の状況

- ・ いの町の森林資源の現状
- ・ いの町の林業事業体、林業従事者等の状況

②熱電併給木質バイオマス発電設備（CHP）導入検討

- ・ 木質バイオマス燃料の供給可能量（現状及び森林施業拡大施策後）
- ・ 路網整備促進施策等の森林施業拡大施策検討
- ・ 伐出、搬出、再造林、運搬、チップ製造の各コスト
- ・ 熱電併給木質バイオマス発電設備（CHP）の設備仕様及び設置場所の検討
- ・ 熱電併給木質バイオマス発電設備（CHP）の事業採算性検討

③木質バイオマスボイラ設備導入検討

- ・ 製紙スラッジと木質チップの混合固形化試験
- ・ 混合固形化燃料の燃焼試験
- ・ 木質バイオマスボイラ設備の設備仕様及び設置場所の検討
- ・ 木質バイオマスボイラの事業採算性検討

(4) 関係者ヒアリング

ゾーニングマップの作成に当たり、有効な既存資料の有無、事業による地域へのメリット、事業を実施する際の留意事項、ゾーニングの条件等について、高知県、自然環境保全に係る有識者等の関係者へのヒアリング調査を実施する。

(5) ゾーニングマップの作成

①ゾーニングエリアは、下記の3種類とする。

保全エリア：再エネ施設（太陽光、風力、木質バイオマス発電及び木質バイオマスボイラ）の導入に対して、環境保全に関する法令等により、立地が困難又は重大な環境影響が懸念される等の理由により環境保全を優先することが考えられるエリア

調整エリア：保全エリアや促進エリア以外のエリアであり、再エネ施設の導入に当たって何らかの調整が必要なエリア

促進エリア：環境影響等が小さく、地域の合意形成が得られ易く、かつ解決すべき課題等も少ないと考えられることから、再エネ施設の導入を促進していくエリア

②作成方針

太陽光、風力、木質バイオマス発電及び木質バイオマスボイラごとに環境配慮に関する情報のレイヤーと事業性に関する情報のレイヤー作成を行うこととし、環境配慮に関する情報レイヤー作成に当たっては、下記の区分から、それぞれ必要な環境配慮事項を抽出する。

- 環境の自然的構成要素の良好な状態の保存
- 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全
- 人と自然との豊かなふれあいの確保
- その他施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項

また、事業性に関する情報レイヤー作成に当たっては、下記の区分から、それぞれ必要な事業性配慮事項を抽出する。

- 基本情報（日照条件、用途地域、傾斜区分、風況・標高、木質バイオマス供給量等）
- インフラ整備状況（道路、送電網等）
- その他

③作成手順

収集した情報を基にレイヤーを重ね合わせ、保全エリア、調整エリア、促進エリアの順で優先しゾーニングマップを作成する。

（6）協議会及び地元説明会の運営補助

いの町地球温暖化対策推進実行計画協議会（計3回）及び地元説明会（計3回）を実施の際は運営補助等（資料作成、会議の運営補助及び助言、議事録の作成等）を行う。

5 成果品

成果品は次の各号のとおりとする。

- （1）業務報告書：2部
- （2）業務報告書【概要版】：2部
- （3）その他関連資料：一式
- （4）上記データを格納した電子データ（CD-R）：1部

6 その他

- (1) 本業務は、環境省の令和5年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）の活用を予定しているもので、当該補助金の交付要綱等により、補助金の目的等を十分理解して業務を遂行すること。また、補助金の交付に至らなかった場合には、事業化されないことがある。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、発注者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、いの町個人情報保護条例を遵守し、本町が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 受託者は、本業務の遂行において本町から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本町と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却すること。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、受注者の責任において復旧すること。
- (5) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本町と協議を行い決定すること。
- (6) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、業務の完了をもって全て町に移転する。

【業務仕様】

1 適用範囲

仕様書に規定のない事項については、発注者と協議の上決定する。

2 業務の実施体制

- (1) 本業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 発注者と随時打合せを行い、無理のないスケジュールで進めることができるよう工程管理を適切に行うこと。

3 業務の実施条件

- (1) 業務の実施に当たっては、発注者と十分協議し、基本的な方針については発注者の指示及び承諾を受けるものとする。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
- (3) 業務に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

4 工程表等の提出

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承諾を受けること。

- (1) 工程表
- (2) 担当技術者一覧表

5 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、業務期間終了までに発注者へ提出し、審査を受けること。

- (1) 業務報告書：2部
- (2) 業務報告書【概要版】：2部
- (3) その他関連資料：一式
- (4) 上記データを格納した電子データ（CD-R）：1部

電子データの仕様については以下のとおりとする。

- ①Microsoft社 Windows10 上で表示可能なものとする。
 - ②使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ①②による成果品に加え「PDFファイル形式」による成果品を作成すること。
- 文章：Microsoft社 Word（ファイル形式はWord 2016以下）
計算表：Microsoft社 Excel（ファイル形式はExcel 2016以下）

6 留意事項

- (1) 本業務により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、完了検査をもって全て発注者に移転する。
- (2) 受注者は、発注者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (3) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (4) 成果品に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託金額に含むものとする。
- (5) 第三者が有する知的財産権の侵害の申し立てを受けた時には、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (6) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、委託業務期間内及び委託業務期間終了後においても、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取扱いについて厳守すること。
- (7) 受注者は本業務の全てを第三者に委託し、また請け負わせることができない。
- (8) 本業務の成果品に対する瑕疵の取扱いについては、受注者の瑕疵担保責任期間を契約満了後1年間とする。

以上